

相対的貧困層について

相対的貧困層について

1 相対的貧困層の定義

厚生労働省が公表している相対的貧困率¹の算出方法を参考とし、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯を「相対的貧困層」と定義。

2 本調査における相対的貧困層の選定方法

本調査においては、保護者調査の問 20 で、世帯収入についての回答を得ているが、これは可処分所得ではなく税込の収入であることから、貧困線に対応する税込の世帯収入を概算した上で、相対的貧困層となる区分を選定している。

まず、平成 22 年度国民生活基礎調査における所得五分位階級ごとに、平均可処分所得に対する平均所得の比の値となる係数を算出。（表 -1）

次に、同調査により、世帯人数別に貧困線を算出し、それぞれ対応する上記の係数を乗じることで、それぞれの貧困線の値に対応する世帯収入を概算。この世帯収入を下回る回答者からなる集計区分を本調査における相対的貧困層とした。（表 -2）

表 -1 所得五分位階級ごとの係数（平均可処分所得に対する平均所得の比の値）

所得区分（万円）	1世帯当たり平均所得金額（万円）(a)	平均可処分所得金額（万円）(b)	係数（a/b）
第 1 級（～ 208）	129.4	116.3	1.11
第 2 級（208～ 359）	283.1	246.4	1.15
第 3 級（359～ 534）	441.1	372.5	1.18
第 4 級（534～ 810）	659.4	545.5	1.21
第 5 級（810～）	1235.1	966.6	1.28

表 -2 世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分

	貧困線（万円）	係数	対応する世帯収入（万円）	相対的貧困層となる区分
2人世帯	177	1.11	196	200万円未満
3人世帯	217	1.15	249	250万円未満
4人世帯	250	1.15	288	250万円未満
5人世帯	280	1.15	321	300万円未満
6人世帯	306	1.15	352	350万円未満
7人世帯	331	1.18	390	350万円未満
8人世帯	354	1.18	417	400万円未満

¹ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html>

3 本調査における相対的貧困層

本調査においては、保護者調査の問 18（世帯人数）及び問 20（世帯収入）の回答より、以下表の点線に囲まれた部分を相対的貧困層（n=437）とし、実線に囲まれた部分を相対的貧困でない層（n=2649）とする。

	総数	1 0 0 万円 未満	2 1 0 0 万円 未満	2 2 5 0 万円 未満	3 2 0 5 万円 未満	3 3 5 0 万円 未満	4 3 0 5 万円 未満	5 4 5 0 万円 未満	7 5 0 5 万円 未満	8 7 5 0 万円 未満	1 8 0 5 万円 未満	1 1 2 0 0 0 万円 未満	1 2 0 0 0 万円 以上	無 回 答
総数	3197	76	180	138	149	179	232	486	538	400	316	224	187	92
〔世帯人数〕														
2人	109	13	28	16	12	8	7	7	7	3	2	4	-	2
3人	686	33	64	46	35	53	39	94	98	70	66	49	29	10
4人	1262	12	49	35	58	61	97	200	234	170	127	104	96	19
5人	719	10	20	26	24	29	59	126	123	99	92	52	43	16
6人	254	3	8	8	14	20	18	38	59	38	15	11	16	6
7人	94	3	1	3	5	6	10	18	13	16	11	3	3	2
8人以上	17	-	3	-	-	1	2	3	2	4	1	1	-	-
無回答	56	2	7	4	1	1	-	-	2	-	2	-	-	37